

第 4 4 号議案

西浦町財産区管理会条例の制定について

西浦町財産区管理会条例を、次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

蒲郡市長 鈴 木 寿 明

西浦町財産区管理会条例

別紙のとおり

提案理由

西浦町財産区の実情を鑑み、財産区管理会の組織その他必要な事項を定めるため提案する。

西浦町財産区管理条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条の2第1項、第296条の3第1項及び第296条の4第1項に基づき、西浦町財産区管理会の設置、組織、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び組織)

第2条 西浦町財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置く。

2 管理会は、財産区管理委員（以下「委員」という。）7人以内をもって組織する。

3 委員の定数は、市長が管理会と協議して定めるものとする。

(委員の選任)

第3条 委員は、西浦町財産区の区域内に引き続き3月以上住所を有する世帯主で、蒲郡市の議会の議員の被選挙権を有する者（以下「被選挙権を有する者」という。）のうちから西浦町財産区住民の推薦する者を市長が議会の同意を得て選任する。

2 委員に欠員を生じたときは、前項の規定により補欠選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員の辞職)

第4条 委員は、市長の許可を得て辞職することができる。

(失職及び資格決定)

第5条 委員が被選挙権を有する者でないときは、その職を失う。委員が被選挙権を有する者であるかどうかは管理会がこれを決定する。この場合においては、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

2 前項の場合においては、委員は、第8条第2項の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格について弁明することはできるが決定に加わることはできない。

(会長)

第6条 管理会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長の任期は、2年とする。ただし、再選することができる。

4 会長は、管理会の会議を主宰し、管理会に関する事務を処理し、管理会を代表

する。

- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ管理会の指定する委員がその職務を行う。

(招集)

第7条 管理会は、会長が招集する。ただし、総辞職等の理由により会長が招集できないときは、市長が招集する。

- 2 会長は、2人以上の委員から付議すべき案件を示して管理会の招集の請求があるときは、速やかに招集しなければならない。

(会議)

第8条 管理会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、次項の規定による除斥のため委員の過半数に達しないときは、この限りでない。

- 2 会長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。
- 3 管理会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この場合において、会長は、委員として議事に加わる権利を有しない。

第9条 前3条に定めるもののほか、管理会の議事及び運営について必要な事項は、管理会が定める。

(管理会の同意を要する事項)

第10条 市長は、次に掲げる西浦町財産区の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止をしようとするときは、管理会の同意を得なければならない。

- (1) 財産又は公の施設の処分又は廃止
- (2) 財産の価値又は公の施設の利用価値を減少する処分
- (3) 財産又は公の施設の全部又は一部について、その財産の形態又は公の施設の機能を変更する処分
- (4) 財産又は公の施設の住民に対する使用関係又は利用関係の設定、制限、変更又は廃止
- (5) 植林、伐採、間伐等重要な管理行為

- (6) 財産又は公の施設の管理計画を定め、又は変更すること。
- (7) 使用料、加入金又は分担金に関すること。
- (8) 売買契約、供給契約又は請負契約を結ぶこと。
- (9) 毎年度の財産区の歳入歳出予算及び決算に関すること。
- (10) 石材の年次別採掘及び販売計画に関すること。
- (11) 財産区に関する条例、規則等の制定改廃に関すること。
- (12) この条例の改廃に関すること。

(雑則)

第11条 管理会は、法令及びこの条例に定めるもののほか、財産区及び管理会の運営並びに事務に関しては、別に規定を設けることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(西浦町財産区管理会協議の廃止)

- 2 西浦町財産区管理会協議（昭和38年2月15日議決）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の西浦町財産区管理会協議（以下「廃止前の協議」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に廃止前の協議の規定により選任された委員である者は、この条例の相当規定により選任されたものとみなし、その任期は、通算する。